



2020年9月23日

各 位

会 社 名 株式会社ファミリーマート
代表者名 代表取締役社長 澤田 貴司
(コード番号 : 8028 東証第一部)

(再々訂正)「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の再々訂正について

2020年9月10日に開示しました「(再訂正) 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします（箇所は一線で示しております。）

記

1. 訂正の理由

「(再訂正) 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の発表後に記載内容に誤りがあることが判明したため、訂正するものであります。

2. 訂正の内容

【訂正前】

3. 株式併合について

(3) 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

② 上場廃止となる見込み

c. 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「③本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「a. 当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、当社取締役会は、2020年7月7日付で、特別委員会より、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、すなわち、本公開買付けについて賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かは当社株主の判断に委ねる旨の意見を表明する旨の決定をすること、及び、本取引において予定されている方法によることを前提に、本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の本答申書を受領しました。

<中略>

③ 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

h. 臨時株主総会の招集の請求に関する書面受領後の手続

当社は、伊藤忠商事からの臨時株主総会の招集の請求に関する書面受領後、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本株式併合に関して表明する意見の内容に関し、慎重に協議及び検討を行いました。また、当社は、特別委員会に対して当該請求の内容及び本株式併合に関して当社取締役会が表明する意見の内容について報告し、特別委員会からは、上記「a. 当社における独立した特別委員会の設置」に記載の答申内容のとおり、当社取締役会が本取引において予定されている方法によることを前提に本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられるところ、本公開買付けの結果及び伊藤忠商事からの臨時株主総会の招集の請求の内容を踏まえれば、当社取締役会が、当該請求に応じて株主併合議案等を株主提案として付議する臨時株主総会の招集を実施すること、及び当該付議議案に対する当社取締役会の意見として、本取引における本公開買付けが成立したことを踏まえ、株式併合により当社が非公開化されることについては賛成するものの、本議案の賛否については中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることは妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって不利益でないと考え

られるとの意見を得ました。

<後略>

(6) 支配株主との取引等に関する事項

- a. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

伊藤忠商事は当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。

<中略>

- c. 当該取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の概要

当社は、2020年7月7日付で、特別委員会より、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、すなわち、本公開買付けについて賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かは当社株主の判断に委ねる旨の意見を表明する旨の決定をすること、及び、本取引において予定されている方法によることを前提に、本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の本答申書を入手しております。

<後略>

【訂正後】

3. 株式併合について

(3) 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

② 上場廃止となる見込み

- c. 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「③本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「a. 当社における独立した特別委員会の設置」に記載のとおり、当社取締役会は、2020年7月8日付で、特別委員会より、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、すなわち、本公開買付けについて賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かは当社株主の判断に委ねる旨の意見を表明する旨の決定をすること、及び、本取引において予定されている方法によることを前提に、本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の本答申書を受領しました。

<中略>

③ 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

h. 臨時株主総会の招集の請求に関する書面受領後の手続

当社は、伊藤忠商事からの臨時株主総会の招集の請求に関する書面受領後、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本株式併合に関して表明する意見の内容に関し、慎重に協議及び検討を行いました。また、当社は、特別委員会に対して当該請求の内容及び本株式併合に関して当社取締役会が表明する意見の内容について報告し、特別委員会からは、上記「a. 当社における独立した特別委員会の設置」に記載の答申内容のとおり、当社取締役会が本取引において予定されている方法によることを前提に本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられるところ、本公開買付けの結果及び伊藤忠商事からの臨時株主総会の招集の請求の内容を踏まえれば、当社取締役会が、当該請求に応じて株式併合議案等を株主提案として付議する臨時株主総会の招集を実施すること、及び当該付議議案に対する当社取締役会の意見として、本取引における本公開買付けが成立したことを踏まえ、株式併合により当社が非公開化されることについては賛成するものの、本議案の賛否については中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねることは妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって不利益でないと考えられるとの意見を得ました。

<後略>

(6) 支配株主との取引等に関する事項

a. 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

伊藤忠商事は当社の支配株主（親会社）であり、本公開買付けを含む本取引にかかる株式併合の決定は、支配株主との取引等に該当します。

<中略>

c. 当該取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のないものから入手した意見の概要

当社は、2020年7月8日付で、特別委員会より、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引についての決定、すなわち、本公開買付けについて賛同するとともに、本公開買付けに応募するか否かは当社株主の判断に委ねる旨の意見を表明する旨の決定をすること、及び、本取引において予定されている方法によることを前提に、本公開買付け成立後の株式併合による当社の非公開化についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の本答申書を入手しております。

<後略>

以上